

令和5年度における第三者評価制度の見直しについて

平成21年10月の制度発足から10年以上が経過し、制度の現状と課題を踏まえ、評価項目の改正等を行いました。

主な改正点

1. 契約面における認定メリットの創出

都発注の廃棄物処理委託契約の一部を対象として、受託者の要件として、仕様書への記載義務化を図ることについて試行実施

2. 申請に係る事務負担の軽減

○評価項目の厳選

⇒適正処理と関係性の低い項目等を削除、都施策に係る取組を加点等

○提出書類の軽減

⇒第三者機関による証明書の利用可、他の認定と重複する書類の一部免除

①収集運搬業（積替え保管を除く）

改正前	
評価項目	項目数
遵法性	9
安定性	21
先進的な取組	15



改正後	
評価項目	項目数
遵法性	6
安定性	16
先進的な取組	9

②収集運搬業（積替え保管を含む）

改正前	
評価項目	項目数
遵法性	14
安定性	32
先進的な取組	15



改正後	
評価項目	項目数
遵法性	8
安定性	22
先進的な取組	9

③中間処理業

改正前	
評価項目	項目数
遵法性	16
安定性	36
先進的な取組	21



改正後	
評価項目	項目数
遵法性	10
安定性	27
先進的な取組	13

④専門性（感染性廃棄物）

変更はありません。